

GWにおける家畜伝染病の防疫対策を 徹底しましょう

口蹄疫について

現在、国内での口蹄疫の発生はなく、日本は清浄国として認定されています。しかし、韓国、北朝鮮、ロシア、中国等のアジア周辺諸国では引き続き発生しており、国内への侵入リスクは非常に高い状況です。

病原体の侵入を防ぐためには、飼養衛生管理基準を遵守と、防疫対策を引き続き徹底してください。

農場を守るために

① 海外渡航の自粛・肉製品の国内への持ち込み禁止

・疾病の発生状況把握と非清浄地域への渡航の自粛

② 病原体の持ち込みの防止

・必要のない者を衛生管理区域や畜舎に立ち入らせない(看板の設置等)

・不要な物を持ち込ませない

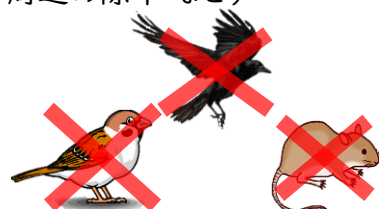
・衛生管理区域もしくは畜舎に立ち入る場合、又は物を持ち込む場合には、手指の消毒、専用の作業着と靴の着用、物品の消毒等を行う

・消毒薬の適度な濃度での使用と定期的な交換(汚れがなくても1日1回)

・野生動物の侵入防止対策の徹底(防護柵・防鳥ネットの設置、周辺の除草など)

③ 毎日の健康観察

④ 異状の早期発見・早期通報



口蹄疫を疑う症状を発見した際のお願い!

口蹄疫を疑う次の1~3のいずれかの症状を発見した際は、
直ちに当所へ連絡してください

1

39℃以上の発熱

と

- ・泡状のよだれ
- ・歩き方がおかしい
- ・起立できない
- ・泌乳停止あるいは乳量の大幅減少

いずれかの
症状を示し

口の中、唇、鼻、蹄、乳房のい
ずれかに

水疱、びらん、潰瘍
または瘢痕がみられる。



泡状のよだれ



口蓋のびらん



舌の水疱

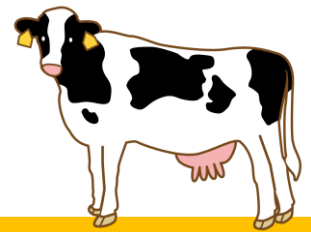


乳頭の水疱

写真出典:宮崎県

2

同じ畜房(畜舎)内の、複数の家畜の口内(又は鼻・蹄・乳房など)に、水疱等ができている場合。



3

(群飼の場合):同じ畜房内の半分以上の
(単房の場合):隣り合った畜房で、複数の

哺乳畜が2日以内に死亡

飼養している家畜に異状が見られた場合には、直ちに獣医師、または**家畜保健衛生所**にご連絡ください。

★むつ家畜保健衛生所

〒035-0072

むつ市金谷二丁目18-25

電話:0175-22-1254

FAX:0175-22-1259

夜間及び休日の連絡先:090-5841-6810